議案第238号

指定管理者の指定について

三橋総合公園等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月29日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

所 在 地	名 称
さいたま市西区三橋5丁目22番1ほか	三橋総合公園
西区、北区、大宮区及び見沼区内	その他北部無料公園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市南区別所4丁目12番10号
- (2) 名 称 公益財団法人さいたま市公園緑地協会
- (3) 代表者 理事長 渡邉 誠吾
- 3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで